

第五十八回 参議院 内閣委員会 會議録 第四号

昭和四十三年三月七日(木曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

三月五日

補欠選任

山本茂一郎君

佐田 一郎君

三月六日

補欠選任

佐田 一郎君

山本茂一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

井川 伊平君

委員

石原幹市郎君

入田 一朗君

伊藤 顯道君

山崎 昇君

熊谷太三郎君

柴田 栄君

二木 謙吾君

山本茂一郎君

多田 省吾君

片山 武夫君

木村 武雄君

大岡 彰君

相原 桂次君

事務次官補

技監等

本日の会議に付した案件

第一部 内閣委員会會議録第四号 昭和四十三年三月七日【参議院】

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
(昭和四十三年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理局の基本方針に関する件)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、昭和四十三年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理局の基本方針に関する件を議題といたします。

まず、本件につきまして説明を聴取いたします。木村行政管理局長官。

○国務大臣(木村武雄君) 昭和四十三年度の各省庁の要求にかかる機構、定員及び特殊法人の審査結果につきまして、その概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、行政改革を強力に推進しているところであり、昭和四十三年度におきましては、機構、定員、特殊法人、いずれもその規模拡大を例年にも増して厳に抑制することにとつたのであります。

まず、機構についてであります。外局である中央公害調査委員会及び航空庁をはじめ、内局及び部の設置要求に対しては一切これを認めないことといたしました。ただ、今回行なうとする一省庁一局削減措置との関連におきまして、局の廃止の代替として、各省庁を通じて十二の部を設けることといたしました。このほか、通商産業省の化学工業局の化学肥料部については、通商産業省の要求どおり廃止することといたしました。

事務次官補、技監等、職の要求に対しましては、局、部などと同様、その設置の抑制につとめました。したが、諸般の事情から真に必要やむを得ないものとして、総理府に日米琉語問答委員会の委員と

なる日本国政府代表を、法務省に官房長を、外務省に日本万国博覧会政府代表を、それぞれ認めることといたしました。このうち、法務省の官房長につきましては、一省庁一局削減措置に関連して、訟務局を大臣官房に統合することにしたことに伴い、官房事務の円滑な運営を期する必要上、従来の大臣官房総務部を廃止して、この職を設けることとしたのであります。このほか、大蔵省の財務参事官の名称を財務官に改称することとし、また、愛知用水公団を水資源公団に統合することに伴い、農林省に置かれていた愛知用水公団監理官を廃止することといたしました。

審議会等につきましては、新設要求六に對しまして、すべてこれを認めないことにし、改組などを行なうもの四つを認めることとしました。すなわち、総理府におきまして、宇宙開発審議会を廃止して、新たに宇宙開発委員会を設置し、中央駐留軍関係離職者等対策協議会及び同対策審議会の存続期限を延長すること、通商産業省におきまして、工業立地及び工業用水審議会を改組して、産業立地審議会などとするのであります。

なお、審議会等につきましては、一昨年の整理に引き続く措置として、大蔵省において金融機関資金審議会及び外国為替審議会を廃止し、農林省において中央作況決定審議会と農林漁業用固定資産評価審議会を統合して農林統計審議会とし、建設省において住宅対策審議会と宅地審議会を統合して住宅宅地審議会とすることといたしました。

次に、定員について申し上げます。政府は、かねてから定員の増加を抑制してまいりましたが、最近における行政改革に対する世論の動向や行政財政改善の緊要性に鑑み、行政運営の簡素能率化をはかり、国民負担の軽減に資するため、昨年十二月十五日、今後における定員管理について閣議決定を行なった次第であります。

その内容のおもなるものの第一は、自衛官を除く国家公務員の既定定員につき、三年間に五割を目途として計画的に削減を行なうとともに、行政需要の消長に伴う増員要素についても極力配置転換により対処し、もって総定員の削減をはかることとするものであります。第二は、これがため定員管理の弾力的、合理的運用をはかることとし、各省庁別に法律で定員を定めている現行の方式を改め、定員の総数の最高限度は法律で定め、各省庁別定員は政令にゆだねる方式に改めようとするものであります。なお、このため、今国会に行政機関の職員の定員に関する法律案を提案した次第であります。

昭和四十三年度における定員審査結果について申し上げます。さきに述べました三年間五割の削減措置の一環として、昭和四十三年度においては、去る昭和三十三年九月四日の閣議決定により実施してまいりました欠員不補充措置による凍結欠員の昭和四十二年九月三十日現在数を定員から削減する等の措置を講ずることとし、増員については、極力これを抑制して、国家公務員の総数の削減をはかった次第であります。このうち、現在法律で規定されている一般行政機関の定員の合計数では、昭和四十三年度末には、前年度に比し千八百五十三人の減員となっております。定員の合計数が減員となりましたのは、昭和二十九年年度以来かつてなかったことでありまして、政府といたしましては、今後なお総定員の削減に努力する考えであります。

次に、特殊法人につきましては、五つの新設及び改組の要求に対しまして、鉱害基金と鉱害復旧事業団を統合することとする鉱害事業団のみを認めることといたしました。

なお、愛知用水公団はか郵便基金管理会、魚栖安定基金、北海道地下資源開発株式会社の特種

法人は、昭和四十三年度中に整理統合することとし、今国会に關係法律案を提出すべく所管省庁において準備を進めているところであり、昨年、最後に、この機会に行政改革の推進について申し上げました。

政府におきましては、これまでも絶えず努力を払ってまいってきたところであり、困難な問題だけに、率直に申し上げて、十分な成果をあげていけるとは言いがたく、なお多くの問題が残されております。

政府といたしましては、最近における社会経済情勢の変動及び現下の行政の硬直化打開のためにも、この際決意を新たに、行政の改善に一段の努力を傾注する所存であります。今回、一省庁一律に一局を削減することとし、行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案を提出いたしましたのも、行政改革に対する政府の決意と姿勢を明らかにしようとしたものであります。政府におきましては、この措置を端緒として、行政改革の一その推進をはかるため、去る二月二日、閣議決定を行ないまして、おおむね三カ年を目途とする行政全般についての改革計画を樹立し、強力にこれが実現をはかることとしたしております。

以上、簡単ではありますが、昭和四十三年度における機構、定員及び特殊法人についての審査結果を御説明申し上げ、あわせて行政改革に関する決意の一端を申し述べた次第であります。

○委員長(井川伊平君) 以上で説明は終わりました。

引き続きまして、ただいまの説明についての補足説明を聴取いたします。大内行政管理局長。

○政府委員(大内彰君) 私から、お手元に差し上げました資料につきまして、若干補足説明を申し上げます。

最初に、機構の關係でございしますが、「昭和四十三年度機構等新設改廃」の二枚続きの紙がございます。これをございいただきます。四十三年度

予算といたしまして各省庁からの要求は、これに掲げてございまして、新設といたしまして外局が二、それから局は八、部九、審議会六、特殊法人四といった要求が出てまいったわけでござい

○委員長(井川伊平君) 速記ちよつととめて。

【速記中止】

○委員長(井川伊平君) 速記をつけて。

○政府委員(大内彰君) 先ほども申し上げましたように、新設の要求が出てまいったわけでござい

ますが、この中で、私どものほうといたしまして慎重に審査をいたしました。新設につきましては全部今回は抑制をしたわけでございまして、したが

いまして、この表の第二の「改正一覽」の中に「部局等」がございまして、一局削減と關係いたしま

せん分といたしましては、最後の農林省の欄の農林経済局の國際部、これは食糧庁の業務第二部を

廃止した振りかえにこの國際部を認めたわけでござい

ます。それと、その次のページの一番上の通産省の化学工業局にございまして化学肥料部を廃止

いたしました。これは廃止でございまして、この二つが一局削減以外の新設の内容でござい

ます。次に、職につきましては、外交關係の条約その他の取りきめによりましてどうしても置かなければならない、日米琉諸閣員委員会の委員となる日本政府代表並びに日本万国博覧会政府代表、その

変更でございまして、農林省の愛知用水公団監理官は、愛知用水公団の水資源への統合に伴いまして、これを廃止することにいたしました。

なお、審議会等につきましては、お手元に四十二年十月十一日の閣議口頭了解といたしまして、行政改革の臨時閣僚協議会の決定をお配りしてござい

ますが、この趣旨に沿ひまして、今回六つの新設がございしましたが、これは全部押えることに

いたしました。ただ改組といたしまして、宇宙開発委員会並びに通産省の産業立地審議会を認め、

なお、整理統合といたしましては、大蔵省の金融機關資金審議会と外國為替審議会をそれぞれ廃止

いたしました。農林省並びに建設省におきまして、それぞれ密接な關係のある審議会を統合する

ということにいたしましたわけでござい

ます。附屬機關におきまして、今回は国立学校の大学院四つと、それから学部の改組、これは文理学部

の改組でございまして、それを認めた。なお、厚生省につきまして、九州地区に視力障害者のための光明寮がござい

ませんでしたので、それを新たに認めることと、農林省關係におきまして、農業者大学校を認め

ました。なお、通産省の臨時石炭対策本部は、期限がこの三月で切れることになつておりますので、四十五年

度までの延長を認めたわけであります。さらに地方支分部局につきま

しては、法務省の入国管理事務所出張所を五カ所認めただけでござい

まして、あとは農林關係におきまして、地方農政局を農林局といたしまして、統計調査事務所並びに民有林關係の行政事務を統合する

ことこの改組を認めたわけでござい

ます。それから特殊法人につきましては、昨年四月以降、行政管理局におきまして、現存する特殊法人全部につきま

して調査をいたしまして、昨年末までに九つの法人につきま

してその整理統合案を決定したわけでござい

ます。その趣旨に沿ひまして、本年度も都市開発公団、その他四つの新設要求がござい

ましたが、これはいずれも見送ることにいたしました。ただ、鉱害基金の關係と、従来特

殊法人ではござい

ませんでした。新たに鉱害復旧事業団、これとの統合によりまして、新たに鉱害事業団を設けるという通産省の要求だけを認めただけでござい

ます。

組織につきましては以上のとおりでござい

まして、その次に定員關係について申し上げますと、定員關係につきま

して、一枚紙の四十三年度定員の増減内訳で御説明申し上げますと、昭和四十二年度末の定員といたしまして、法律關係で五十万

六千五百七十一人、政令關係が、五現業と地方事務官等を含めまして三十九万二千七百六十二人、合計百四十四万九千九百九十九人になっておりますが、今

回はこれの中で、従来三十九年九月以降実施してまいりました凍結制度によりまして、九月三十日まで

に発生いたしました七千七百十八人の欠員を四十三年度におきまして削減するという方針が出されて

おります。国家公務員の総数を現在以上にふやさない、むしろこれを縮減していくという方針に

のつとりまして、この削減いたしました凍結欠員の範囲内で新たな真にやむを得ざる増員を認めるという方針をとつて査定したわけでござい

ます。なお、凍結制度は五現業については実施されてお

りませんでしたので、しかし今後の三年五割削減という線には五現業も入ることになっておりますので、大体五現業につきま

して、四十二年度末定員の約一割を目途に減を立てること

にいたしま

す。

して、合計いたしました減の要素が一万一千二百八十五人となったわけでございます。これに對しまして増員につきましては、できるだけ部内の配置転換による合理化、運営の簡素化ということによりまして、部内におきまして配置転換をしてまかなうという方針をとりました。やむを得ずどうしてもこれでまかない切れないという増員は極力しほりまして、これを認めたわけでございます。増員査定の欄にその人数があがっております。合計いたしました一万五千六百七十七名となり、差し引きまして、法律定員は一千八百五十三人の減、政令定員も加えまして、総合計数におきましても七百十八人の減という数になったわけでございます。これによりまして、二十九年以降初めて総定数におきましても減が出たわけでございます。なお、このこまかい内訳につきましては、別紙の「四十三年度定員増減一覽」に省庁別に詳しく出ておりますので、ごらん願いたいと思っております。

お配りいたしました資料は、そのほかに閣議決定が幾つかございますが、これらのいま申し上げました機構並びに定員の来年度の審査は非常にきびしいものがございます。私ども行政管理庁といいたしましても、単に機構を圧縮し、人員を削減するというのみが目的ではありませんで、真に行政運営が合理化するように、行政需要の増大したところにはその人員を充実し、そのかわり行政需要が減少する部面は、思い切つて削るという方針をとっているわけでございます。しかしながら、今後におきます行政改革の進め方といしましては、まず事務を十分整理しまして、最も重点的な機構、定員の運営をはかつていきたいというふうに考えておるわけでございます。そのためにお配

りしてございます四十二年二月二日の閣議決定がございまして、この閣議決定によりまして、全省庁がこの六月三十日までに現在の行政の運営の全般にわたりまして総点検を行ないまして、事務の整理、機構の合理化、その他法令の整理まで含めました今後三年間の改革の計画案を出しまして、それを政府におきまして政府の計画として確定いたしまして、強力にこれを推進してまいることにいたしております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長(井川伊平君) 以上で補足説明は終わりました。本件につきましては、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時八分散会

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条第五項中「第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「額は」の下に「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては」を加え、「として、同項」を「とし、同年十月分以後については、前項中「別表第一の二の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の二の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の二の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」として、それぞれ第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給(第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前二項の規定により年金額を改定したものとした場合

合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に對應する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

第二条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において読み替えられた同号」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項又は第四項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項又は第六項において準用する前条第四項若しくは第五項の規定により改定した前項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四」とあるのは「別表第四の二」と、同項第二号中「十萬二千円」とあるのは「十一萬千円」と、「十一萬九千円」とあるのは「十二萬五千五百円」と、「十一萬千円」とあるのは「十一萬九千円」と読み替えられた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十三年十月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。

第二条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給(次項又は第六項において準用する前条第六項の規定により次項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前項又は第六項において準用する同条第二項の規定により年金額を改定したも

のとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」と読み替えるものとす。

第三項第三項中「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「第一項」に、「及び第三項」を「から第六項まで」に改める。

第四項第六項中「又は第四項」を、「第二項（前項において準用する場合を含む。）又は第五項」に、「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「前三項」に、「第四項第二項」を「第四項第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「額は、前項」を「額は、昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては、第一項に、「として同項」を」とし、同年十月分以後については、前項において準ずるものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定恩給法の俸給年額」とあるのは「仮定恩給法の俸給年額で次項の規定により読み替えられたものに、その額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第号）附則別表第四から附則別表第六までの第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、これらの表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮定旧法の俸給年額」とあるのは「仮定旧法の俸給年額で次項の規定により読み替えられたものに、その額を十二で除して得た額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に

掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、それぞれ第一項又は前項に、「第一項第三項」を「第一項第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四項」を「第五項」に、「次項」を「第三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・一」とあるのは「一・二」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「額で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第号）附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに該当するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「額で別表第一の二の上欄に掲げるものに該当する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替えるものとする。

第五項の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第二項、第三項及び第六項」を「前条第三項、第四項及び第七項」に、「第一項」を「前各項」に改め、「同条第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「遺族年金」の下に「次項において「昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金」という。」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第五条第一項中「次項」を「第三項」に改め、

「遺族年金」の下に「（次項において「昭和三十五年四月一日以後の年金」という。）を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されている

別表第一の二

別表第一の仮定俸給		假定俸給	
九、四六〇	門	一〇、三二〇	門
九、七二〇		一〇、六〇〇	
九、九五〇		一〇、八五〇	
一〇、二七〇		一一、二〇〇	
一〇、四六〇		一一、四一〇	
一〇、八三〇		一一、八一〇	
一一、三五〇		一二、三八〇	
一一、九〇〇		一二、九八〇	
一二、四四〇		一三、五七〇	
一三、〇〇〇		一四、一八〇	
一三、五四〇		一四、七七〇	
一四、〇九〇		一五、三七〇	
一四、四五〇		一五、七六〇	
一四、七九〇		一六、一四〇	
一五、二〇〇		一六、五八〇	
一五、七八〇		一七、二一〇	
一六、二六〇		一七、七四〇	
一六、七三〇		一八、二五〇	
一七、二九〇		一八、八六〇	
一七、八六〇		一九、四八〇	
一八、四八〇		二〇、一五〇	
一九、〇九〇		二〇、八三〇	
一九、八八〇		二一、六八〇	
二〇、三五〇		二二、二〇〇	
二〇、九九〇		二二、九〇〇	
二一、六一〇		二三、五七〇	
二二、八四〇		二四、九二〇	
二三、一七〇		二五、二七〇	
二四、一〇〇		二六、二九〇	
二五、三六〇		二七、六六〇	

るものについては、同年十月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

別表第一の次に次の一表を加える。

二六、七四〇
二七、四四〇
二八、一二〇
二九、〇八〇
二九、六四〇
三一、二九〇
三一、一一〇
三二、九六〇
三四、六一〇
三六、二七〇
三六、六九〇
三八、〇六〇
四〇、〇〇〇
四一、九三〇
四三、一二〇
四四、二八〇
四六、六三〇
四八、九八〇
四九、四六〇
五一、三三〇
五三、六八〇
五六、〇三〇
五八、三八〇
五九、八五〇
六一、四三〇
六四、四六〇
六七、五三〇
六九、〇六〇
七〇、五六〇
七三、五九〇
七四、九八〇
七六、六三〇
七九、六八〇
八二、九八〇
八四、六九〇
八六、三一〇
八八、〇〇〇
八九、六三〇

二九、一七〇
二九、九四〇
三〇、六七〇
三一、七三〇
三二、三四〇
三四、一四〇
三五、〇三〇
三五、九五〇
三七、七五〇
三九、五六〇
四〇、〇三〇
四一、五二〇
四三、六四〇
四五、七四〇
四七、〇四〇
四八、三一〇
五〇、八七〇
五三、四四〇
五三、九五〇
五五、九九〇
五八、五六〇
六一、一三〇
六三、六八〇
六五、二九〇
六七、〇一〇
七〇、三二〇
七三、六六〇
七五、三四〇
七六、九七〇
八〇、二八〇
八一、八〇〇
八三、六〇〇
八六、九二〇
九〇、五三〇
九二、三九〇
九四、一五〇
九六、〇〇〇
九七、七八〇

別表第二の一

別表第二の次に次の一表を加える。

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一一〇分の一二〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

九二、九四〇
九六、二五〇
九七、八八〇
九九、五七〇
一〇一、三九〇
一〇五、〇〇〇
一〇六、七八〇
一〇八、六二〇

別表第一の二の仮定俸給	第 一 欄	第 二 欄
一〇、三二〇円	七三〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇
一一、二〇〇	七九〇	一、四〇〇
一一、四一〇	八一〇	一、四三〇
一一、八一〇	八四〇	一、四八〇
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇
一四、一八〇	一、〇〇〇	一、七七〇
一四、七七〇	一、〇五〇	一、八五〇
一五、三七〇	一、〇九〇	一、九三〇
一五、七六〇	一、一二〇	一、九八〇
一六、一四〇	一、一四〇	二、〇二〇
一六、五八〇	一、一八〇	二、〇七〇
一七、二一〇	一、二二〇	二、一五〇
一七、七四〇	一、二六〇	二、二二〇
一八、二五〇	一、二九〇	二、二八〇
一八、八六〇	一、三三〇	二、三六〇
一九、四八〇	一、三八〇	二、四三〇
二〇、一五〇	一、四三〇	二、五二〇
二〇、八三〇	一、四八〇	二、六〇〇
二一、六八〇	一、五三〇	二、七一〇
二二、二〇〇	一、五八〇	二、七八〇

一二、九〇〇	一、六三〇	二、八七〇
一二、五七〇	一、六八〇	二、九五〇
二四、九二〇	一、七七〇	三、一二〇
二五、二七〇	一、七九〇	三、一六〇
二六、二九〇	一、八六〇	三、二八〇
二七、六六〇	一、九六〇	三、四六〇
二九、一七〇	二、〇七〇	三、六五〇
二九、九四〇	二、一二〇	三、七四〇
三〇、六七〇	二、一八〇	三、八三〇
三一、七三〇	二、二四〇	三、九七〇
三二、三四〇	二、二九〇	四、〇四〇
三四、一四〇	二、四二〇	四、二七〇
三五、〇三〇	二、四八〇	四、三八〇
三五、九五〇	二、五五〇	四、四九〇
三七、七五〇	二、六八〇	四、七二〇
三九、五六〇	二、八〇〇	四、九五〇
四〇、〇三〇	二、八三〇	五、〇〇〇
四一、五二〇	二、九四〇	五、一九〇
四三、六四〇	三、〇九〇	五、四五〇
四五、七四〇	三、二四〇	五、七二〇
四七、〇四〇	三、三三〇	五、八八〇
四八、三一〇	三、四三〇	六、〇四〇
五〇、八七〇	三、六一〇	六、三六〇
五三、四四〇	三、七八〇	六、六八〇
五三、九五〇	三、八三〇	六、七四〇
五五、九九〇	三、九七〇	七、〇〇〇
五八、五六〇	四、一五〇	七、三三〇
六一、一三〇	四、三三〇	七、六四〇
六三、六八〇	四、五一〇	七、九六〇
六五、二九〇	四、六三〇	八、一六〇
六七、〇一〇	四、七五〇	八、三八〇
七〇、三二〇	四、九八〇	八、七九〇
七三、六六〇	五、二二〇	九、二一〇
七五、三四〇	五、三三〇	九、四二〇
七六、九七〇	五、四六〇	九、六三〇
八〇、二八〇	五、六八〇	一〇、〇三〇
八一、八〇〇	五、七九〇	一〇、二三〇
八三、六〇〇	五、九三〇	一〇、四五〇

八六、九二〇	六、一六〇	一〇、八七〇
九〇、五三〇	六、四一〇	一一、三二〇
九二、三九〇	六、五四〇	一一、五五〇
九四、一五〇	六、六七〇	一二、七七〇
九六、〇〇〇	六、八〇〇	一二、〇〇〇
九七、七八〇	六、九三〇	一二、二二〇
一〇一、三九〇	七、一八〇	一二、六八〇
一〇五、〇〇〇	七、四四〇	一三、一三〇
一〇六、七八〇	七、五六〇	一三、三四〇
一〇八、六二〇	七、七〇〇	一三、五八〇

備考
別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三二〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一二〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一二〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第三の二

別表第一の二の下欄に掲げる仮定俸給	率
六三、六八〇円以上のもの	二・六割
五八、五六〇円をこえ六三、六八〇円未満のもの	二・三割
五五、九九〇円をこえ五八、五六〇円以下のもの	二・〇割
五三、九五〇円をこえ五五、九九〇円以下のもの	一・八割
三七、七五〇円をこえ五三、九五〇円以下のもの	一・四割
三五、九五〇円をこえ三七、七五〇円以下のもの	一・三割
三二、三四〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの	一・二割
二六、二九〇円をこえ三二、三四〇円以下のもの	一・一割
二五、二七〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの	一・〇割
二三、五七〇円をこえ二五、二七〇円以下のもの	九割
二二、九〇〇円をこえ二三、五七〇円以下のもの	八割
二二、二〇〇円をこえ二二、九〇〇円以下のもの	七割
一九、四八〇円をこえ二二、二〇〇円以下のもの	六割
一七、二一〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	五割
一六、五八〇円をこえ一七、二一〇円以下のもの	四割
一五、七六〇円をこえ一六、五八〇円以下のもの	三割

一五、三七〇円をこえ一五、七六〇円以下のもの
一四、七七〇円をこえ一五、三七〇円以下のもの
一四、一八〇円をこえ一四、七七〇円以下のもの
一四、一八〇円以下のもの

三〇・九割
三一・三割
三二・三割
三二・九割

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二

障害の等級	年金額
一級	四〇六、〇〇〇円
二級	三二九、〇〇〇円
三級	二六四、〇〇〇円
四級	一九九、〇〇〇円
五級	一五四、〇〇〇円
六級	一一八、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一九九、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「三三二、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条中「九万四千九十四円」を「九万九千三百五十八円」に改める。

別表中「三七〇、二〇〇円」を「三八九、四〇〇円」に、「二四七、二〇〇円」を「二五九、四〇〇円」に、「一六九、二〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十五条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の額は、第一条の規定による改正後の昭和四十二年及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条又は第五条の規定による改定前の退職年金について第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

る旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条又は第五条の規定による改定前の退職年金について第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

2 改正後の施行法第三十三条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び別表の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

昭和四十三年三月十二日印刷

昭和四十三年三月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局